

社会福祉法人亀龍会役員等慶弔規約

第1条 この規約は社会福祉法人亀龍会の役員及び評議員等の慶弔事に対する基準を定めるものとする。

第2条 慶弔事に対する基準は原則として次のとおりとする。ただし、法人に対し著しい功績があったと認められる役員等の慶弔に関しては、理事長の承認のもと、当規約に定める額の3倍を限度として慶意又は弔意を表すものとする。

1 死亡弔慰

(本人又は1親等の家族が死亡したときには、弔慰金を香典として贈呈をし、法人名の花輪又は供花にて弔意を表す。)

弔慰金として

本人 20,000円

1親等 10,000円

花輪又は供花として

10,000円～30,000円

2 傷病見舞

本人が30日以上入院した場合

10,000円

3 退任慰労

在任3年以内 10,000円

4～8年 30,000円

9年以上 50,000円

4 規約に定めなき事項に関してはその都度協議のうえ決定する。

本規約は平成29年4月1日より施行する。